

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成28年度 第4回長谷川家文化財専門委員会
2. 開 催 日 時	平成29年3月16日(木) 午後1時30分から午後4時30分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市殿町1315番地3 松阪市教育委員会文化課 担当者 : 寺嶋 電 話 0598-53-4393 F A X 0598-25-0133 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

(1) 保存管理活用計画書について

議事録要約

別紙

平成 28 年度 第 4 回長谷川家文化財専門委員会 議事録

- 日 時：平成 29 年 3 月 16 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
- 場 所：教育委員会事務局 2 階 教育委員会室
- 出席委員：菅原洋一委員長、門暉代司副委員長、
嶋村明彦委員、中島義晴委員、林良彦委員
- オブザーバー：文化庁文化財部参事官 建造物担当 島田敏男主任調査官
三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 角正淳子、櫻井拓馬
- 事務局：東教育長、松名瀬局長、村林文化資源活用担当参事兼文化課長
松葉文化財担当主幹、新田文化財係長、寺嶋文化財係主任、野間文化財係員
- 事務補助（コンサル）：株式会社 継承社

1. 開会

(事務局開会)

2. あいさつ

(松阪市教育委員会教育長よりあいさつ)

(文化庁文化財部参事官 建造物担当 主任調査官よりあいさつ)

3. 報告事項

(1) 前回の協議事項の確認について【資料 1】

(事務局より説明)

(2) 離れ等の修理工事について【資料 2】

(事務局より説明)

4. 協議事項

(1) 保存管理活用計画書について【資料 3】

委員長：ではその次、4 協議事項(1)管理活用計画書についてということですが、適宜区切ってご説明いただければと思います。ではご説明をお願いいたします。

(事務局説明)

(コンサル「第 I 章 計画の概要」について説明)

委員長：ありがとうございます。ではご意見等お願いいたします。

委員：背割の水路を計画区域に入れるということについては、実は最初の市の指定の時にも

事務局：色塗った範囲は、今現在石積みになっています。

委員：石積みで真ん中部分だけU字溝が入っているんですか。

事務局：今ちょっとわかりません。石積であることは確かですが。

事務局：U字溝入っていないですね。

委員：市有地であれば計画区域に入れておいたらいいんじゃないか。

委員長：では計画区域に入れていくという考えでよろしいですか。協議の対象は市内部だけでいいんですよね。

事務局：民地規制の部分ですね。

委員：まあ、両側の石積みを残してほしいということです。

委員：市有地だから個人さんが何かやるということはありませんよね。改めて排水つけるということも下水があるからありませんね。

事務局：今違う課で管理しているものでございますので、そちらとも協議をさせていただいて含めて行くという方向で相談させていただきます。

委員長：そのようにお願いいたします。他いかがでしょうか。

委員：観光交流拠点施設の現状というのはどういう状況ですか。

事務局：観光交流拠点施設に関して、29年度の予算で本館の建築工事の予算が可決されましたので、29年度から着工していきます。別館建設予定地については、現在20年後の松阪市の土地利用計画の策定をやっており、この中で記述されます。現在は素案段階で、最終的には29年5月にその計画が公表されできあがってくるということです。別館を予定しております土地については、旧長谷川邸の大規模修理の用地とか、資材置き場とかに使う用地、また将来的には旧長谷川邸と連動した便益施設等ということで、その隣の市役所上下水道課が入っております第3分館のところについては分庁舎を一つに集約していくという方向性から移転後に駐車場整備をしていくというような形で、素案を公表させていただいているところです。

委員：ということは今まで出ていた具体的な建物に関しての計画については、基本的にはもう白紙になっていると、そのうえで土地利用構想の中で17ページの下に書いてあるような位置付けで整理をつけている状態だという理解でいいですか。

委員長：これは土地利用計画がまだ確定はしてませんので、5月に確定するとすればそれを踏まえて若干の修正が出てくることもありますね。

事務局：そうです。

委員：それであれば区域図の中での観光交流拠点施設という言葉自体をもう消してしまってもいいんじゃないでしょうか。

事務局：はい。

委員長：別館建設予定地とかね。

では次に進んでまいります。第Ⅱ章についてお願いいたします。

(コンサルより「第Ⅱ章 保存管理計画」について説明)

委員長：ありがとうございます。これ重要文化財の指定範囲の図ってありましたっけ。

コンサル：頭の方にあります。

委員長：2ページの屋根伏図にありますが、29ページの図で示さないと見にくいのでは。

コンサル：赤で囲む等で指定範囲を明確にするわけですね。

委員長：指定範囲だけだと保全部分になっているとかそういうところも出てきますよね。

委員：今説明いただいたのは、その他部分になっている場所が29ページでみると4カ所あって、そのうちの一つである新座敷と表座敷の間の部分については、これは新座敷であるとか表座敷にもうすでに何か良くない影響を与える可能性のところなのでその他部分としてそのままおいておく。炊事場とトイレの部分については、中はもう変わってしまっているけれども、軸組などは古い、多分古いものがあるんでしょうから、保全部分にしたうえで中の基準を変えずに、中は新しい建材なんかで作られていて、たぶん基準5で設定されているところが多いと思いますけど。

コンサル：53・54ページの各部屋票のところ、便所に関しての内部の壁や天井、床等は基準5になっております。この範囲を保全部分としたときに基準5のままではいいのかということですか。

委員：その確認です。27ページの方では保全部分については基準3または4に該当する部位によって構成されるという整理をされている、こちら側があるので、さかのぼってこの部分まで修正をするということですか。別にここに何も全部、基準4に、別に便所であっても中を意匠上の配慮を必要とする部分とすることは別に悪くはないんですけども、そこまでするかどうかという話で、保全部分の中に基準5が入り込むことがいいのかどうか、という整理。多分ほかに基準5のところはほとんどなかったと思うので。

コンサル：他では出てきません。

委員：ここだけのことであればそれでも別に問題はないんだろうとは思いますが。

コンサル：基準4にあります意匠上の配慮という部分よりも、もはや時代遅れというか現代の活用にそぐわないという意味でどちらかというとなら5の方に近いのかなという、5のままではいいのかなと個人的には思います。

委員：という事であれば27ページのところの文章に基準5も入れておくということですね。

継承社：そうですね。

委員長：27ページに基準5も入れておくことですね。保全部分のところ。

委員：現に入っていることになっているのでそういうことですね。整合性をとるという事。

委員：本来、区分であれば、全く何でもいいのかというわけにはいかないですよ。意匠上か何かかわからないですが、何らかの配慮が、部材を残されるとか。

委員：そこですよ、今のままで行くとすれば。

委員：全くの自由裁量というわけにはいかない。

委員：4にあげないといけないし。

オブザーバー：保存部分、保全部分、その他部分については、実際の残り具合を前提にした上で、活用等の理由で旧来の保存ができない可能性があるというところを前もって保全部分なりその他部分にするというのが趣旨になります。その意味で言いますと、保全部分かその他部分という差より、保存部分か保全部分もしくはその他部分かという差の方が大きな話になります。その意味で、保存活用計画の一つの目的として、保存と活用がバッティングしそうなところをあらかじめ落としどころをつけておくという点があります。それと保存活用計画の性格として、管理マニュアルという点もあります。自由に触っていい部分や自由に触っていい部材と、触るには協議がいる部材を仕分けしておくというのもこの計画の目的になります。そこで、今のお話の中で齟齬が出てきているのは、保全部分にした時に、今の仕様は誤解を生むかというところでもかなり詰めた議論がされてるんですが、一般的に管理マニュアルとして完成させる段階というのは、ある程度整備が完成した状態がスタートとなります。ですから、整備が進んでない状況の中で色分けしたものが、将来的にもそのままかと聞かれると、これはあくまでも現段階ということになります。まずは空間としてきっちり保存していくのか、それ以外かとするのか程度の話で考えられたらいかがでしょうか。部材の仕上げが現段階で4か5か、それだったら保全かその他とかという議論よりは、活用してゆく上で、ここは厳密な復原保存は難しいという点を想定していただくのが現実的な議論と思います。

委員：5でいいんですか。現段階で。

オブザーバー：現状の仕様をベースに考えるのか、次の整備をした仕様で考えるのかで動く可能性があります。したがって、整備した段階を想定した時にはここは保全部分ですよということはある得ます。今申し上げているのは、4か5か、5が多いからその他部分であるべきだという結論ではないということです。あくまでも12345についても運用上の話として、12345と、部材の残り具体という事実関係があった上で、運用上将来どうしていくかということで12345という分け方をしますので、現段階で4か5かについて詰めて議論しても大筋は変わらないような気がします。

委員長：これ構造部材は残っているので、残していきたいのはむしろ建物そのもの、ボリュームだろうと思うんですね。あるいはその外観になりますよね。ここで部位として出てきているのは内部意匠にかかわるものなのでそういう齟齬が出てくると、ということは、ここはもう、例えば外壁軒回りが維持できていれば内部に関しては5でいいんじゃないかなとそういう気がしているんですよ。

委員：5にしましょうという話をした時も、結局、中についてはすでにトイレになっている話ですし、それから今後活用するうえでも早いことトイレだけはというような現実の話もあった中で、トイレには手を加えるということが早く起こる可能性がありうるという思いがあったので、基準は5の方がその対応がしやすいのではないかなと。

オブザーバー：それは5でもいいわけです。

委員：なので、ここで基準5のままでおいたままでこれを保全部分とすることについてはまったく異議はないので。

オブザーバー：保存活用計画策定指針でも、基本的に主たる部分が、といういい方をしています。

委員：最終的に私はもう、そういう考えでよければ文言上のことなので、27ページの保全部分のところに基準5も含まれるということを書いておけば文書上の整合性はとれるかなと。

委員長：無理はない感じがしますね。大掴みに言うと保全するべきところなんだけれどもそれを細部について言うとほとんど変えてもいいとそういう評価ですね。

オブザーバー：そういう意味でいいますと、計画には、未指定の物入がはいっていますが、これが存在するのは自明といえば自明です。重要文化財側から言えば、あえて別に設定しなくても自明のことということです。それより気になりますのは、本来、庭であった表座敷と新座敷の間を保全部分とするということは、活用上将来的にもこの状況のまままでここを活用していくという一つの方針と読み取れます。そういう方針であれば、それでいいと思いますが、例えば将来的に保存修理に入った時に、当初の形態に復原する方針で、活用上もそれで問題ないというのであれば、保存部分にしておいて、現状変更の中で協議いただいて復原するということになります。じつは、保存活用計画に一般的に誤解があるのが、保存する部分を決めるのが主たる目的のように思われていますが、逆の意味合いもあります。すなわち、所有者が自由に触れるところを明確にしていこうというのも保存活用計画の趣旨です。そういう意味でいいますと、今回の計画では、活用上という筋書きで話が出てきましたのは、炊事場と便所については厳密な復原保存では難しいと理解できますが、板の間については黄色に塗ると、活用上、今後とも活用していくからある程度裁量もって新建材とか使っていきますよという文脈になります。

委員長：そうか、そうするとその辺も僕らもちょっと違う解釈をしていたんですけども、むしろ、赤にしておいて基本的に保存する、復元的に考えていっていいところであって、復原した場合、後世のものはとれてしまうので外していくという判断になっていいわけですね。

オブザーバー：厳密にいうと、この計画で最終判断するのではなく、修理、それから現状変更の中で判断することになります。

委員長：そうするとこれ重要なところなんですけども板の間のところを保存部分に修正する。

オブザーバー：今新建材で、もしも、ここを新しい新建材を使った状態で維持しながら管理スペースなり展示スペースなりに使っていくという趣旨であれば、保全部分とすることになります。

委員：これはおさまりが悪いのでとった方がいい。

委員長：とった方がいいですよ。

オブザーバー：この部分を撤去するかどうかは、ここで最終判断するのではなくて、復原の現状変更しながら保存していくという話の中で判断されることになりますので、ここを保存部分にしておけば保存していくという中での現状変更の判断として撤去するということになります。

委員長：いいですか。あればあったで便利ですよ。そうするとここについては赤の保存部分に修正をするということによろしいですか。

オブザーバー：文言上は主たると読んでおいて、便所を改修した段階でこの内容はどうせ改訂していく必要が出てきます。

委員：オブザーバーが言った中の基準何とかって付いているやつはどうなっていくのか。例えば 55 ページの右下の図等はそのままなのか。板間の入り口の建具とかは。

オブザーバー：これは現段階で必ずしも 1、2 に持つてく必要はないような気がします。

委員：これは 3 でもいいと。

オブザーバー：3 でも 5 でも良いと思います。とりあえずエリアとして保存していくという方針で今たまたま 5 があるけれども、次修理するときは当然 1 にはならないですけども少なくとも 2 になる可能性はあるという事です。保存部分、保全部分、その他部分の色分けというのは、残っているから保存部分、残ってないから保全部分という単純な色分けとは限りません。

委員：この図示は考え方を考える必要はないわけですか。部分について。これはこれでいいわけですね。

オブザーバー：これはこれで良いと思います。ただし、保存という一つの方針の中での現状変更で、旧に復して形が変わりますから、その段階では本計画を改訂する必要があります。

委員：写真自体が全く変わる。

オブザーバー：変わります。

委員：理解しました。新座敷と表座敷の間黄色に塗られているところは基本的に保存部分に色はかわって、だけど各基準については現段階で変える必要がないと、炊事場とトイレに関してはいま黄色のところは緑色、保全部分という形の取り扱いに変えて基準について特に変える必要が現段階ではないということですね。

委員：新座敷への通路の一部ですから炊事場は。こちらの通路は指定になっていますか。

コンサル：ここですか。附物置と。

委員：ああそうか、附か。ちょっと新しいもんね。

委員：祈祷札があったよね。

コンサル：はい札がついてました、明治だったでしょうか。すみません事務的な話ですがこの黄色は抜きます。ややこしいので。指定範囲内にこれだけはいつているので。

委員長：どう扱っていいかわからないやつが出てしまうから色つけてもいいと思うけどな。

オブザーバー：指定外の建物については、218 ページから 219 ページの中で特定をして、そ

れぞれの方針を書いていくということになります。現状の計画案では、そこが相互乗り入れ的になっているので、逆にわかりにくくなっていると思います。

委員長：別に扱った方がいいですね。

委員：環境の計画の中で保全建築物としてする方がいいということですか。

オブザーバー：今の考えだと保全部分にする予定ということですか。

委員：そういうことだと思います。220 ページ。

委員長：わかりました。こちらの便所については外すと。

コンサル：物入れです。220 ページの区域の区分、建造物の区分というところで指定外の建造物というところで初めて緑色が登場してくるということになります。

委員長：わかりました。

委員：どこかにこれ解説があった方がいいような気がする。後になって、また変な取り方を
する可能性がある。特にこのところについては、少しどういう考え方をしたかという
のがどこかに記録が残っていると後で助かるかなという気がしますね。

委員：忘れてしまってもう一回同じところであれっということになりそう。

委員：なりそうな感じがありますね。

オブザーバー：修理、整備した後は、そのような齟齬が全部無くなってすっきりした形にな
りますが、現段階では致し方ないかなと思います。

委員長：よろしいでしょうか。じゃいったん進んで必要があれば戻るということにしたいと
思います。では次お願いいたします。

(コンサルより「第三章 環境保全計画」について説明)

委員長： 220 ページの図なんですけども、原則保存区域であるというときなんだけども、
特に必要なところはもう整備区域だとか保全区域にしていますよね。そうするとそうい
うふうに設定した区域の特性とか、あるいはどういう理由があつてこうした、つてこと
はあった方がいいかと思えますけど。それで、例えば整備区域 2 というのは本来どうい
うところで、絵図ではどう書かれていて、という記述があつていいのではないかと。比較
的最近だと消防のポンプがあつたりして、長谷川家としてもバックヤードとして使っ
ていたところであるようである、だから重要な建物と庭園施設がない所なので、整備区
域でもいいんじゃないかと、簡単にあつたほうがいいのではないかとこの感じがしま
すね。整備区域 1 であれば、今後の修理の時のヤードとして重要になってくるし、便所
みたいなものを作るとすると、こういう場所を使わざるを得ないのではないかとこの
感じが、そういうことを簡単でいいので表にしておいた方がいいのではないかとこの
感じがしますね。

委員：やはりどうしても、整備区域 2 がなんとなく違和感があつて、整備区域と書いてしま
うところに何か作るってイメージで見えちゃうので本当にいいのかな、というのが少

し気になりますね。例えば、庭に水をとるのを背割からとっている、それは環境保全のための施設として作るのか、例えば復元的に作るのか、考え方ってどういう風にするんでしょうね。例えば庭の中にある排水とかっていうのも、環境保全の施設っていうと敷地の中での、雨水とかそういう「悪影響が出ないように何とか処理をするための施設」というイメージなのか、「庭園そのものを作っている一部のものだ」という評価の中で物事を考えるのかっていうところの差があるように思うんです。その整理ってどういう風にするのかなというのがちょっと気になるところです。

委員：今のお話と多分関係あるかと思うんですけど、私、史跡とか名勝の立場で考えてますが、このⅢ章の環境保全っていうのは建物以外の史跡の指定範囲のことも含めた、どちらかという最初は外側の、指定地の外のことと言ってますが、途中から中のことに初めて触れて、中の庭園の一部とか、庭園の部分等を指しているのかなというのが初め理解できなかったんですが、そういう事なんだと思うんですけども、これは建造物中心で考えるとそうなるのかと思いますが、史跡とか名勝であるので、庭園とか何か環境とかって言葉でひとくくりにするのではなくて、もう少し分けた方が史跡名勝の立場からわかりやすいんじゃないかと思うんです。

委員：多分、建造物で言うと要するに、敷地環境全体をどうするか、みたいな話になると思うんですね、それと庭園とかをどう保存するか、少し違う観点で考えないといけないんじゃないかなと思うんですけど。

委員：最初の整備区域の話、これ言葉の使い方に過ぎないんですけど、史跡の場合、A地区とかB地区とかっていうふうに分けてしまって、その説明の中で保存であるとか、整備を許容するとかというような書き方を、そういうやり方でやっています。

委員：基本的にそれぞれの説明がない。

委員長：史跡としての評価がないんですね。

委員：ここは県の指定物件ですけど。

オブザーバー：そうですね、まあ委員長が言われたように各区域の表のようなものがあって、こうした内容だからこのように考えるというものが、特に史跡および名称の部分で、今の計画案に十分出て来ていませんし、その前の段階がまだ出来ていないというところなので、そのあたりの整理をしていけば、今のこの第11図の中で十分に保存活用の計画としてやっていけるのかなと思うんですが。

委員長：そういうことで、少しエリアごとの特性とそれに基づいてどのように保存なり整備活用していくのかというところを表にして。

オブザーバー：そうですね、整備区域2とはなんだという事が書いてあれば、非常に分かりやすくなるのかなと思います。

委員長：それで、委員から整備区域2についてちょっと違和感があると、こういう話がありましたので、これについてももう少し意見をいただきたいと思いますが、まあ、いろんな整備があるんでしょうけど、上物として何が必要なのか、便所があると

して、資料保存の施設は必要ないでしょうか。

委員:資料はおそらく主屋の押し入れの中に入っている分というのは、このまま置いておくわけにはいかないという事もありますし、米蔵が修理ってことになりましたら、おそらく収蔵しきれるかどうか、違う場所に収蔵施設をとという話を進めていただいているようなんですけど、できれば近いところにあった方がいいだろうと思っていたんですけど、この整備区域2のあたりは収蔵庫ということじゃないですよ。収蔵庫は別のところに考えてみえるということだったですよ。

事務局:そうですね。

委員:いずれにしても収蔵するスペースというのは、かなり必要となってくるだろうと思いますよね。もう一つ気になりますのは、整備区域2のところに最近まで建物があったのですが、あの建物の性格ってわかりましたか。解体されたんですが、記憶があります。多分隣に住んでみえた方は、どんな格好だったかご存じだと思うんですけど。

事務局:確かに建っていました。倉庫が建っていました。

委員:物置みたいなね。長屋のような建物がありましたよね。2階建てだったと思うんですけど。

事務局:写真がちょっと見つからないんですけど、記憶に確かにあります。

委員:だからその辺もう少しきちんと痕跡調査やってみる必要があるかなとは思いますが、どういう建物だったか、たぶん物置のような感じでした。

事務局:そうですね大きな物置。写真を探しているんですけど見つかりません。

委員:餅舎ではないですよ。餅舎は北側の駐車場でしたよね。整備区域2のあたりはもう少しどういうものがあつたかきちっと調べておいたほうがいいかなと思いますね。ただ単に今空いているからと便益施設をとという事も必要でしょうけれど。もう少しきちっと整理する必要があるかなと思います。

委員長:整備区域3のところですね、前に観光の別館と言ってたところ、今、長谷川関連の建物を建てるなら建てるという話に今の計画ではなっているようですから、そうすると一体どういう施設ならいいのか、望ましいのかということも考えておかなければいけないですね。

委員:この後また出てきますけれど、防火の方で出てくると思うんですけど、放水銃なり貯水槽がいるという。考えてみますと貯水槽このあたり、整備区域3あたり、多分、規格を書いて頂いてあつたと思うんですけども、何tの水槽なのかわからないんですけど、かなり大きい水槽が必要となってくるとなれば指定区域内に作るのは難しいでしょうから整備区域3あたり貯水槽が必要になってくるのかなと思うんですけど。ちょっとそれが気になりました。多分この後から出てくるとは思うんですけど。どの辺に計画をするのかが大事になってくると思いますよね。

委員長:そうですね。

委員:整備区域3は僕の中では、ある意味防戦していたところなので。ですけどその話が、

ある程度整理が付いてきている状況の中で言うと、この長谷川家のためにうまく使う方法を具体的に提案できていった方がいいのかなという気がしますね。特に建造物の方は修理って話で進むにしろ、古文書の事とかやはり便益施設の話なんかも含めて、整備区域3とかで何とかうまく処理できていかないかなという感じがするんですけど。その時に前から気になっているのが景観計画との整合性の話でして、前の建物の計画の時にも委員長がおっしゃったのは結局今の景観計画だと通りからの見栄えに、建築の意匠についての制限が逆にかかっている、この前に建てる建物も2階建でないといけなかったり、屋根がどうこうっていう話で、うまく長谷川家との調整がつかないという現実があったと思うんですよね。で、たまたま建物としてはなくなったのでよかったんですけども、そういうところについては景観計画とのすり合わせを、計画区域に入れる以上はしておいた方がいいんじゃないかなと思うんですけどね。いろいろ使い勝手としては使っていくという方向で悪い話ではないんですけど。

委員長:景観計画自体がいろいろと見直しを必要とする内容だろうと思うんですよね。例えば殿町側ですと、本来武家地なんですけども、景観計画というのは町屋の計画になっているんですよね。また、基本純木造でやるという話になっていたりしますので。純木造っていうのは本居記念館をこちらの方に持ってくるとすれば、ありえない話になってしまうでしょうし、景観計画そのものがあれを遵守するというよりは、あれは合わないということをはっきりさせておいた方がいいかなというような気がするんですよね。土地利用計画はこの長谷川家にかなり配慮した内容になってますので、それ以上に具体的なことに思いが至っていませんので、むしろこちらから第3分館を含めたところをどのようにしていくのかというのは、その時点にある景観計画でどのような問題があるのかというのははっきりさせておいた方がいいんじゃないかなと思います。

委員:景観計画の中での、拠点の別館については全く違う方向に走ってましたので、景観審議会中でも議論された内容に反して、違う方向に走っているようなことでしたので、これは幸い白紙に戻りそうですので、その辺ももとの景観重点地区になってますので、それももう少しきちっと見直しをしようということも検討されるようです。ですから、白紙になったのが、これはいい事だと思うんですけどね。それによってまた景観の方も見直しが大幅にされたらいいと思いますね。観光だけを先行してやっていたものから。

委員:ちょっとこれとあまり関係ない話なんだけど、御城番とか殿町の方も多分景観計画かかっていると思うんだけど、そこら辺の内容は何かあるんですか。楨垣大切にしましょうとか。

事務局:すみません。私、当時の担当部長をしておりました。景観計画、今の長谷川邸のあたりと、もう一つ殿町のお城周辺というのがございまして、あちらの方は楨垣を大事にするとか、それぞれ少し違った方向性でしております。

委員:久しぶりに歩いてみたら、30年前と思いのほかそんなに変わってないという感じがし

て。

委員:景観重点地区になって、街並みほどではないですけど、景観に関して配慮した建物に対し補助金制度ができました。高さ制限も地区指定でされておりますので、それほどきつい縛りではないですけど、補助金が出るんですよ。

委員:それである程度守られているということなんですね

委員:ただ空き家が増えたもんですから、あぶない所です。

委員:まだ武家屋敷っぽいところが結構ある。残っていますね。考えてみたら、萩なんか生垣守ってみたい土塀守ってみたいそんなところもありますから、いけるんじゃないか。

委員:今でも生垣の補助金がありますよね。

事務局:はい、あります。

委員:補植と剪定に対して

委員:うちらなんかとあんまりやってること変わらない気がする。すみません余談でした。

委員:区域の分け方って例えば重文指定の建造物がある範囲と、庭園以下背割で表と裏みたいといったん分けたうえでそれぞれ設定をもう一度し直すみたいな事ってのは考え方としてありますかね。なんか一緒に扱ってしまっていていいのかと思います。東側については例えばやっぱり建造物の方に焦点をある程度あてたような、例えば本当の環境保全計画にしておいて、裏の方どっちかという庭園ということにちゃんと合わせていくみたいな。一つの論理です、といくかな、どうかという心配なんですけど。

委員長:魚町側と殿町側の史跡指定部分とそれから第3別館か、第3分館観光なんかのエリアと三つに分けて考えた方がいいですね。

委員:せめて二つ、まあ三つになるかっていう部分はどうか、委員のおっしゃったのもそこらへん、多分両方でもいい、びつたりにあうようにしようとすると難しいことが起こるのじゃないか。

委員:時間がかかりそうですね細かくやると。

委員長:計画の達成目標とかエリアによってかなり違いそうですから。分けた方が書きやすいかもしれない。他、ございませんか。

委員:221 ページの環境保全の中、ウの排水のところなんですけど、名勝に指定された庭園、池の部分の水が全く死んでいる様な状態です。元々は阪内川の手前の堀の水が落ち込むところから水を引いているんですけども、あの辺の水を引き入れるようなことをもう一度再現するのは、難しいでしょうか。水量がかなり減ってますから。でも、きちっと堰き止めるための仕組みが残っていますので、そこをきちっと堰き止めれば、池へ水を入れることは可能かなと思うんですけど。元は水を入れ込んで池の中である程度循環させて、逆に抜くようになっているようですので、あの辺の水がもう少し循環するような排水設備を整備できればと思うんです。ただし、かなり民有地の間を通っていますので難しいとは思いますが。それともう一つは、取り入れ口の川そのものの水量が

少ないものですから困難も予想されますが、きちっと整理をして調べておく必要があるかなと思います。

委員:どこかから、取り入れるのですか。

委員:ただ、阪内川の方から入れ込む様になっている。

委員:橋のすぐ横でしたよね。

委員:そうです。ちょうど堰き止めるようになってますよ。その跡は残っています。ただ、そこへ行く手前が詰まったというか、水路そのものが跡だけ残っているだけです。しかし、最近まで水が入っていた、流れてたんでしょうね。

事務局:水ありますよ。上流の方でバイパスを作ったら、そっちの方に水が流れてしまっていて、こちらの方に流れないようにになりました。

委員:ですから、まったく池の水が死んでしまってますものね。

委員長:下水っていう言い方が非常に抵抗ありますが、その名称で松阪は定着しているんですか。

委員:背割下水、背割排水と言ってますけれど、ずっと後の言葉でしょう。水路は水路ですよ。

委員:今のイメージは最近の事だと思います。

委員:結局、水を庭に入れないといけないということだけをとるのだったら、あるいはまったく違う方法でも、水をどう確保するかみたいな話もあるでしょうし、その背割も含めて、システムとしても価値があるっていうのであればそれ用の事をしないといけないと思うんですけど。

委員:川に水がなかったらどうしようもない。

委員:水がほとんど流れてないですよ。ちょっと雨が降ると結構流れますけど。

委員:それによっては中に貯水槽を作らなければならない。

委員長:井戸で生きているのはあるのですか。

コンサル:何カ所かあります。まず魚町側の方は、ここにこのあたり2カ所。それから、ここに石組みの四角い。こちらは丸で鉄板の蓋がされています。それから、こっちへ来ますと島の中に井戸があります。開けてはみてません。ツルベが立っています。多分かつては生きていたものかと思います。

委員長:井戸を水源にできればいいかなと思うんですけども。

委員:すぐ水が付きやすいところですからおそらく水量はあると思います。ただ、阪内川の河床が下がったもんですから、多少は出にくいかもしれませんね。もともと、よく水害があるところですからね、江戸時代から、あの辺は。水は多分出てくると思います。ちょっと雨だと魚町あたりは水がつくんです。

コンサル:背割下水から池へのルートなんですが、途中でちょっと横にはらんだところがあるんです。ここに堰板を落とす装置がついていて、ここで堰き止めます。少し凹んだところからパイプが伸びてますが、棒をつっこんで見るとすぐ10cmぐらいで、土に

あたるんですが、その延長線上の地表に丸いコンクリートの蓋がありまして、多分そっちに向かっていて、この蓋は枡なのか井戸なのか、何かを中継してどこかからこの池へ入っていくんです。

この排水は現在ここの道路側溝までつながっております。これらのレベル関係をあたりましたところ、ここに水が流れれば、流れるというのは確認しております。

現在この池からの、こちらへ行く排水は機能しておりますので、雨がたまってオーバーフローすることはないようです。

委員:大雨が降るとこの辺、水がつくんですよね。で、こちらに水が流れ込むんです。逆にこの辺の雨水の遊水池として池を利用すればいいんです。

委員長:排水計画、そういうやつだね。

委員:ちょっと雨が降ると蔵の間から水があふれてきますよね。

事務局:あふれてきますね、去年もあふれました。

委員:たぶん池に流れるところが詰まっているんだと思うんです。

委員:現在の池の水は澱んでるだけなんですか。

委員:水がほとんど入らないですから。

コンサル:このあたりの雨はこの池へ行きます、ただこのここから先は勾配がついてまして、背割下水の方へ向かって川のように流れます。だいたいこのエリアの水が池に自然に傾斜で入っていく。

委員:背割の水が大雨の時に池へ落ち込むより、あれを通じるようにすれば逆に遊水池になるじゃないですか。今は屋敷のほうへ全部流れこんでましたけれど。

いや雨が降りますとね、背割の水が全部こちらへ流れこむんです。ここから。

委員長:オーバーフローしているんですね。

委員:だからこの水を、ここへ落ち込むようにすれば逆に雨水対策になる。

委員長:背割下水と水系のところがありましたけれども、そこに排水の排水計画とか池の水の確保とかそういうのをちょっといれていただきたい。

委員:ですから中ノ島にあります碑が鯉の碑なんですけれど、ずっと鯉がいたんです。今は水がありませんから鯉なんて飼えませんけど。だから、常時水があったと思うんです。

委員長:よろしいでしょうか。では防災計画お願いします。

(コンサルより「第IV章 防災計画」について説明)

委員長:ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員:先ほど申し上げたんですけども、228 ページで 50 分間の放水が可能な水量のその貯水槽は何トンくらいのものでしょうか。結構大きいんでしょうね。

コンサル:はっきりしたことはお答えできないんですが、計画しないとわからない、何基必要か、何基同時に吐き出さなきゃいけないか、条件によって違うものですから。ただ何十ト

ンというクラスにはなると思います。

委員：結構大きいですよ。それとポンプ室が要りますよね。そうしますと、先ほどの所謂、整備区域の別館の建つような予定地しかないかなと思ったりしたんですけども。

事務局：水槽はかなり大きなものが必要になってくると思います。設置する場所も限られているかと思えます。設置できる場所はいくまで現在の想定としては別館を建てようとしていたところ。この全体的な防犯、防火、耐震に関するところなんですけども、こう書いてございますけども、現計画の中で、決めかねるところというのが、他市を参考に書いているんですけども、そこまで絞り込めないところもあります。もう少し表現を今後、整理していく必要があります。必要に応じて実施いきますというような表現に修正していく必要があるのかなという気もしますが、いかがでしょうか。

委員：この計画の記載としては、将来何をやりますというのではなくて、今、何ができるかですよ。今起こった時に保存管理上何をします、ということなので、だから、将来やりますということを書いてあってもある意味、保存管理計画としては役に立たないのではないですかね。だから現段階でどういう人員体制があって、地震が起こった時にどういう対応をしますと、で、現有の消火栓がどれくらいしかない状況の中では将来的には何が必要かという事は考えなくてはならないと思うんですけど、やはりそっち中心に書いておかないと。将来の計画もつくるわけですね。

委員：収蔵施設なり、トイレとかいろんな施設が必要だということの中でこういう貯水槽も必要だということで、どこへ配置するかということも考えておく必要がある。

委員：必要性はちゃんと想定しないといけないと思うんですけど。

委員長：やはり土地の利用に関わる問題なので、その土地を確保するという意味でも貯水槽については、ちょっとボリュームを算定して書いておいた方がいいんじゃないかな。

オブザーバー：7月にまとめるとなりますと、例えば防災については、どこまで初期消火をがんばるか、それをだれがやるのか等を想定した上で、このような機材が必要という議論となり、さらにそのなかで具体的にそれが使えるかという検討があり、その上でここにこの機材を設置しようという手順で決まってくるので、おそらく7月に向けてそこまで詰めるというのは無理があると思います。もしそれら内容まで書き込むとなると、計画として最初の日付を打つスケジュールの変更が必要かと思えます。各地で申し上げているのは、保存活用計画指針ではいろいろな計画項目がありますが、それをある段階で一気に100パーセントのものをつくるのはほぼ不可能ということです。ですから、現段階で詰めるべきところ、それから将来検討して後で改訂するところ、まずその切り分けをしてくださいと云っています。最低限今の段階で必要なところを決められて、その部分を詰めて、まず一回目の計画として出し、次の段階で一回目に十分に検討されなかったところを検討して改訂して、また別整備が終わったらさらに改訂すると考えられた方が現実的かと思えます。

慌てて、具体の検討なしに雰囲気を書いてしまうと、実際の設計をするときの足かせ

になる可能性も出て参ります。今回7月目標という事であれば、それまでに詰める話を決めていただき、詰められなかった部分は詰まった段階で改訂されたら良いと考えます。もう一言、先ほど基本的に将来計画であると同時に管理マニュアルと申しましたが、現時点で言いますと、その目標がはっきりしていないように感じます。現実的には、順次詰めていきながら改訂という作業をとられたらいかがでしょうか。もしくはすべての項目についてすべて決めるのであれば、計画策定を2、3年後にというかたちでスケジュール変更されるか、そこは事務局でご判断いただいて方針を決められたらと思います。

委員：それでも今考えとかなないといけないことがある。土蔵の中にたくさん資料群があるということについては、十分に前提にしておかないといけないのかなという気がするので、そのところだけは少し位置づけをしておいていただけるといいかな。ガンガン放水でほんとにいいのか、或いはやはり初期対応が早くないと、古文書とかいうことになると守るのが難しいかなという気がする。近々にすべきことみたいなことで言うところという事もあるのかなとは思いますが。

委員：再来年度の31年度にオープンでしたね。

事務局：はい。

オブザーバー：31年度オープンというのは計画としては中途半端な感があります。完全に整備しきった状況を目指すとなると時間がなすぎます。

委員：ちょっとその辺の計画がちょっと、公開等の計画を先にちょっとおっしゃっていた方がいいと思います。その方がやるべきことが出てくるでしょうし。

オブザーバー：状況としたら暫定公開としか言いようがない。暫定公開の中でどうやっていくかというお話になります。本計画が暫定公開のための計画かといえばそうでもない。

委員：防災設備がないのに暫定公開してもいいのかみたいな話も。

オブザーバー：文化庁としては、防災設備を設置してください。設置までの間は充分な配慮をしてくださいということになります。

委員：その辺はどうなんですか。公開までにどこまでの考えで。

事務局：午前中にその辺の指導も受けていたわけなんですけども、確かに市の計画では31年度から公開、今の公開は限定的な曜日を決めて、日曜日と祝日のフリー公開、金曜日と月曜日は団体予約制の公開をやっています。来年度29年度4月から、予算の予定をつけていただきまして、土曜日にもフリー公開を追加するというので、今現在も長谷川邸を平成25年に贈与を受けて、その当時なるべく早く公開するよという中で、すでに公開もやってきた。その間に緊急な応急修繕的なことも手を加えながら今来ているところなんです。そのような経過の中で観光拠点別館建設の見直しが検討され、昨年度いろいろと専門委員会からのご意見を頂戴し、一端立ち止まって、土地利用計画、各拠点施設の方は見直しをしていくということになって、先ほどお話していただいたような方向性がほぼ決まってきたということでございます。今後長谷川邸の中で公開、資

料の公開も含めた公開は、31年度に土蔵の一部も公開施設として使っていく、その中で資料も見せていく。それから建物の中でも資料も展示もしながら、部分的になりますけど、大正座敷とか、離れ座敷については見学者が上へ入っても見学できる、という形で公開をしていくということ。市長もそういう活用は、積極的に進めていくように考えています。保存管理計画、今委員の皆さんに大変お世話になりながら策定しているわけなんですけど、昨年度国の重要文化財の指定をいただいた、内容的にもそれに耐えうる計画に作らないといけない。バージョンアップしたものをつくっていく、ある程度完璧なものを作り上げないといけないと今までやってきております。今、オブザーバーからおっしゃっていただいたように、今どうしても決められない部分もやはりある、まず、文化庁に提出できる形のを、今まで計画しておりました29年7月、それを一つの目標として、まず提出して、文化庁で受理していただける内容のものを作り上げる。そのあと時期を追って計画を加えていく部分とか、見直す部分、厚みを増す部分をつくりながらすすめていただくということも一つの方法なのかなというところも考えております。公開における防災設備は本来、やっていくべきものであるということは、消防の方と事務局がやりとりする中で、これは事務局としても設備はしっかりやっていくように対応していくという話もさせていただき、今暫定的に公開もさせていただいている。ということで、今後防災設備については、計画的に、今日もお話させていただくと必須条件になってくるということ、そこはきちっと対応しなくてはいけない、その辺もう一度計画も組みながら、市がやる公開ですので、きちっとルールを守っていけるように県や文化庁と相談させてもらいながら対応できるようにしていきたいという事でございます。よろしくお願いいたします。

委員：書いていた方がいいのかな。最小限自火報だけは暫定の公開までに間に合わせるとか。

オブザーバー：基本的には設置すると書くだけの話だと思います。具体的な計画は改訂していく段階でもいいです。ただし、防災が一般公開より遅れてもかまわないという意味ではありませんので、そこは間違えないでください。

委員：多分水の確保とか、それまではとてもできない。

オブザーバー：31年オープンであれば難しいということになります。ある程度直すところを直して整備するとなれば多分31年は難しい。31年までにできることは限られてしまうでしょうから、31年のオープンは極めて暫定的なものにならざるを得ない。

委員：経験的な話で言うと、多分貯水槽、何十トンではすまんよ。おそらく100トン以下ということは有り得ない。

事務局：対応しなければならないことは、防火設備というなかで、貯水槽なんかも警報設備とか自火報とかその辺は中での設備。

委員：二度手間になるでしょ。それ。

事務局：二度手間にもなるかもわかりませんが、公開するという中ではどうしてもするということ。

委員：せざるを得ない。

委員：防火対策自体は、ものでやる方法とソフト的なものを絡めてやるということもあるので、公開に伴って人を入れるのであれば、人も含めた防火対策を考えないといけないと思いますし、人がいないときにあとはどうするかということだと思います。人がいるのであればいるなりのやり方があるので、消火栓を必ずしも全部つけましょうという話でもないと思います。今できることの中で考えると。

事務局：最低ここまではやらないといけないということで。

委員：暫定整備みたいなのでは文化庁は補助金くれないと思いますけど。

事務局：暫定ではないです。

オブザーバー：31年というのが中途半端で、万全な整備後にリニューアル供用開始というの方針があって、整備着手までの1年くらいは、委員が言われましたように、公開するにしろ、ちゃんと人をつけて出入りを監視しながら最善の避難をできるように努力するということになります。ある程度近いうちに、修理、防災、整備を着手し、将来完全なかたちでリニューアルオープンしますという話であれば、いろんな話を組み合わせることができますが、31年にオープンされるというのは暫定的な状況ですし、31年からの状況も暫定的な状況で、先ほどどなたかが言われましたように二度手間が発生する可能性はあります。この計画が、最終的な完全リニューアルオープンを目指して書いているのか、暫定公開を目指して書いているのか、そこがはっきりしていないというところが、おそらく今日のような議論になってしまう原因だと思います。

委員：保存管理計画って、最後に整備計画ってつきませんでしたっけ。

オブザーバー：いろんな風につきます。ただまあ、今日も午前中に言ってたんですけども、最終的に少なくとも10年の間にどういうことをやっていかれるかによって、出発の計画をどこまでやるかも違いますし、最終的な完成版をどこまでみるかも違ってきますので、まずそこをはっきりしましょうというので朝、実はお話したところです。

委員：例えば作りこみとして、最後に将来的なことについては、将来の整備計画みたいなものを少し章立てとして後ろにつけておくみたいな形をとるということで、その時に本編自体についてはもう少し、現実に近いところのもので整理をしておくかということも考え方としてあるかどうかということですね。

オブザーバー：先ほど申しましたように、いろんな検討結果が加わったり、現実的な状況が変わった段階で改訂すれば良いと思います。一番懸念されるのが、十分な検討なしに中途半端なことを書いて、それが将来的な足かせになることです。

委員：事務局としてはどっちかというともう少し計画のプロセスなり時期なり、全体像をもう少し描きたいというイメージはあるわけですね。それがあった方が、今後の動きが見えてきやすいと。

事務局：そうあるべきなんだろうという風に思っていました。今日、ご指導いただく中で、そうではないんだと。

オブザーバー：今日の一番申し上げたいのは、保存活用計画策定の目的を明確にしましょうということです。現段階では、どこをターゲットにしているかが明確でないので、委員方の中でさまざまな議論が出てしまうのだと思います。いずれにしても防災関係というのは大変デリケートなお話になりますので、ここはちょっと慎重に書いて、現段階で具体の話を詰められる状況でなければ、あまり拙速に文章を作らない。とあって、だから何もしないのではなくて、文章は文章として、委員方からご指摘を受けましたように、火報、消火設備、ソフト面は早急に公開に向けて考えるべきことですので、その点については保存活用計画の文章をどうするかとは別の話として進めていただきたいと思います。その協議はなされるんですよ。

事務局：必要なものは対応していかないといけないと思っています。

オブザーバー：いや絶対必要なものです。

事務局：します。

オブザーバー：事務局がすると言わない限りこの話は終わりません。

事務局：それは対応するように検討いたします。

委員：消火設備は必要性をきちっと謳っていただくということが必要ですよ。心配するだけですけども、また市長が変わると整備区域3がまた変わるのかな、そんなこともありえますので、これは必要ですということはきちっとうたっていくということ。場所はどこにするかですが。

委員長：いかがですか。防災のことはまだまだ検討していかないといけないということで。次回に継続になるということです。では次、活用計画についてお願いいたします。

(コンサルより「第V章 活用計画」について説明)

委員長：ありがとうございます。

委員：239 ページにある、応急修理と書いてある、今後の修理の内容なんですけど、これは公開活用計画の中に書くべきものなんですか。212 ページとか管理計画のところを書くものではないですか。これは時期の目安として書いているんですか。

オブザーバー：修理することによって公開の範囲が変わってくるという意図で書いていらっしゃるんですかね。

事務局：そうですね。公開に向けた様々な、今言っている手立てから明記させていただいたところですよ。

オブザーバー：今後の計画で今 28 年度、29 年度以降と書いてある、今後修理をしていくから、それに伴って公開活用の範囲が変わってくる可能性があるという意図でこれを書かれているということですか。

事務局：そうですね。

オブザーバー：であるなら少し表現を精査された方がわかりやすいかなと。

委員：この応急修理と書いてあるのは公開のためということですか。

事務局：はい。暫定的な公開をしていく上で、緊急性があるという範囲まで。

委員：逆じゃないですか。やはり、建造物の保護上の緊急性があるのであれば、緊急性で保存管理上しないといけない修理みたいなものがあって、その修理の優先度に合わせて公開の部分が変わってくるという風に考えた方がいいんじゃないですかね。なので、ここにあるのが何となしに違和感があって、そのタイミングを示しているだけならそういう書き方なのかなと思うんですけど。

オブザーバー：ここの趣旨は、何もないけど31年にとりあえず暫定公開し、完全リニューアル工事を34年以降にやりますよ、とそういうことになっています。したがって、前段にあったいろんな計画の実現は34年以降から事業としては始まります。とりあえず31年に暫定公開します、という内容に読めます。

委員：暫定公開。

オブザーバー：暫定公開とは書いてないですが、どうみても31年は暫定公開で、ここで積み上げたマニュアル的なところは生きるとしても、事業方針、事業計画というのは34年以降に工事が始まります、というスケジュールを示したということになっています。

委員：それは34年度以降に本格的な修理になるというのは財政上の理由か何か。いや随分先だなと思ったものですから。

事務局：財政上の理由が大きな理由なんです。

オブザーバー：ただし、防災に関していえば、暫定公開としても本当に今のままで良いかというのは、もう一度真剣に検討してください。ただそうすると、まず防災工事をおこない、暫定的に何年か公開し、次の本格工事の時には防災設備の撤去復旧が発生して、二度手間となります。とはいって、将来こういう整備をするから、防災をそこまで待てるかというそれは待てないというお話は午前中に申し上げたところです。

委員長：31年度一般公開開始なんだけど、それに向けての応急的な修理というのはどこにも入ってないですよ。

委員：それは管理計画の方で、粛々とやっていきますよね。

委員長：床の補強をすると、前のところで出てくるんだけど。そういうやらなきやいけないことは、書いておいたらいいんじゃないですか。

委員：少なくとも31年度に一般公開を暫定的であってもするとなれば、トイレの問題はできますよね。

オブザーバー：具体的に実質暫定だけどこれだけ整備し、また、34年に閉めて本格整備しますとなると、世間からは、一度に整備すべきという声が出る可能性があります。

委員：大正座敷の床は直したけど、そのほかのところは手をつけてないよね。主屋の奥の方なんか、だいぶブカブカしてる。

事務局：今考えている31年度のオープン、暫定的な公開の中では大正座敷とか離れ座敷とか限定した、それだけは上がっていただけるようなふうにとりあえず考えているん

ですけど。全体を、今おっしゃっていただいた、そういう風な状態でもありますもので、その辺のところは 34 年度以降の修繕の様子を見ながら公開の場所を広げていくとか、そういうものになるかなと思っております。

委員：どのくらいのスパンを考えておられるんですか。その本格修理というのは。そんなの 3 年や 4 年でできないと思います。

事務局：そういう短い感じではなしに、5 年なのか、10 年なのかわからない。ちょっとまだそこまで議論はしてないですけど。かなりの期間が必要なのかなという心積もりはしているんですけども。

オブザーバー：全体の修理には多分 10 年かかります。それ以上かかるかもしれない。修理されるなら、工区をいくつかに分けて、完了したところから公開という計画を立てないと、すべてが完了するまでとなると公開までに時間がかかりすぎます。工事業者さんも工事を請けた場合には工事範囲は責任をもって管理しなければならないのですが、管理している 10 年計画の中で一部分だけ公開しますよということでは工事業者さんも困りますよ。あくまでも工事中の現場ですから。したがって、その点はもう少し具体的に想定された方が良いでしょうと思います。成り行きで見ながらやるというのでは、なかなか終わらない可能性があります。

事務局：今どの程度の修理は必要なのかまだはっきり見えていない中でしたので、そういう表現になったんですけど、その辺は区域を区切りながら年度もしっかり組んで、エリアを分けながら進めていくということになると考えています。

委員：この辺に書いてあることで、その現状変更としてやっていく話なんですか。どのように考えているんですか。

オブザーバー：今の質問は事務局には少し難しいと思います。

委員：なので、ここにあることに違和感があるんですけど。公開のためとなると整備をしていくというに最終的になる。

オブザーバー：この計画の一番悩ましい点が、どこをターゲットにしているかがはっきりしていないということです。

委員：整備になると当然現状変更をとってちゃんとやっていかないといけない話になります。日常の維持管理の範囲の中でどれくらい何をできるかをある程度整理しておかないと、管理の項目のどこにおくか、公開のところにおくか、ということによっては全然意味合いが違うんじゃないかなと思うんですけど。

オブザーバー：平成 34 年度以降と書いている部分が、平成 31 年以降という話であれば、いろいろな区分けをしながらこういう風に整備事業を進めて、そして最終の出来上がりをも一つの目標として、この点を詰めて改訂し、そして最終的には整備後の姿の管理マニュアルができるようになります。今、皆様が引っかかっている 31 年から 34 年の扱いが難しく、この間どうするかについて、この計画で別途記すべきなのかどうか、という議論になっているのだと思います。ですから、ここに 34 年度以降で、34 年でないかもしれない

い、36年かもしれないという話であれば、現実的には防災等の設備は31年前後には設置すべきですし、管理マニュアル的なターゲットとしては31年度の状況を前提にした形にすべきです。

委員：管理計画のところに修理計画と書くところがあるわけですよね。だからそっちの方だったならそれくらいの年限でも別に書き込めることは書き込めるんじゃないですか。

オブザーバー：どこかに書くかという話からいえばそうなります。

委員：書き込むことによってそれに向けて動いているという形はどうしても予算確保というこの中でもしていかないといけないということがあるわけですよね。

事務局：そういう予算の面も含めた実施計画になるようにこういったスケジュールで示しています。

委員：なにか根拠がほしいわけですよね。

事務局：そうなんです。

オブザーバー：今言われた管理計画も実際31年の暫定計画時を前提に話をするのか、最後に整備できた後を前提にするのかで、書きぶりも変わってしまいます。極端な話を言えば2通りつくるかということになります。その意味で、位置づけの難しい保存活用計画になってしまいます。

委員：で、最後にまたそういう将来像のところを少し書くようなところを別に作った方がはっきりするのか。

委員：徹底してその暫定のところをとりあえず書いておいて、その最後にバラ色のよく分からない10年以上先の話を、こういうことありますよみたいのをつけといたらいいじゃない。そっちの方が現実的。

オブザーバー：そうするとすれば31年の暫定公開の中に、最終形で計画する内容のいくつかは持ってくる必要があります。少なくとも10年間、防災なにもしませんというわけにはいきません。

委員：それはいかんよ。公開する限りは

オブザーバー：耐震補強についても、10年後にやりますとなれば、その間はどのようにするのかという質問がでますので、どのように対処するのかもきっちり書き込む必要があります。

委員：すぐやるべきことは具体的に書くという。

オブザーバー：スケジュールがなんともつらいです。

委員：今後もう少し時間をかけて議論した方がいいかもしれないですね。

委員長：基本的な整理としては31年度を目標にして書いて、それ以降の課題なり、構想については別途頭出し的に書くというかたち。やはり何もないと庁内交渉とか色んなところで問題が出てくるので。

委員：修理計画の策定が30年度以降の以降がなければいいですけど、以降がついています

ので、いつになるのかわからないというのがあとのことに大きくかかわってきます。31年度がまさにその一般公開が、これもほぼ決断されたみたいですから。その辺の構造調査と修理計画をやはり何年度にやるということはある程度明確にきちっとしていただくといいと思いますね。

委員：そのうえでオブザーバーがおっしゃってたのは34年以降であるなら暫定公開の段階でしておくべきことについてちゃんとしておくといいですね。

オブザーバー：別の事例では、これから周囲も整備をやるという場合は、ある程度方針だけ書いておいて順次詰めていくという方式をとります。この場合は、3、4年の暫定的な公開が入ります。今ご議論いただいた中で方針だけ書いておくという形になります。もしも31年度をターゲットに書くとしたら方針で済まないところも当然出てきますので、かなりの内容の組み替えが必要になってくるかと思います。

委員：庭は早くやったらいいのかな。そんな簡単な話ではないですか。

委員：建造物ほど複雑なことはないかなと思います。人が入って危ない危険なところを対処していく必要があると思うんですけども。今回延段を修理して、あとは樹木、危険木があるかどうかとか、あと擁壁のところですかね。それくらいかと思いますので。

委員：31年度の見据えた中でも十分できると思う。

委員：そう思いますね。あとはまあ、どれだけ景観を整えるかというのは、史跡名勝の説明板みたいなところ、建物が失われているところに説明板を設置したりとかっていう必要は、できれば設置した方がいいと思いますので。そういうところ、できればですね。

委員長：はい、今後も継続ということで改めてまた議論したいと思います。その次、VI章保護に係る諸手続きについて。お願いします。

(コンサルより「第VI章 保護に係る諸手続き」について説明)

委員長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員：今の表の話なんですけども、庭園とか史跡名勝の観点からもこういう表があるので、それも同じように後ろにつけておいていただきたい。県の許可ということだと思いますけど。

委員長：管理者が何かしようとしたときに、ここだけ見ればそれで全部わかるという風になっていないと具合が悪いと思います。そういうことで、212ページから表の位置を移すと、そういう風にしていただけたらいいと思います。

委員：これ御城番のときにすごく細かいのをやりましたね。所有者が民間の方だったので、もっとやる行為をかなり細かく分けて。

委員長：こういう事のインデックスみたいな。

オブザーバー：VI章に書くか、前段のII章の管理の方に書くかということになります。少なくとも、管理者がこの部分を見るとこれくらいの行為だったら許可も必要なく自分の

判断で行っても良いという内容を列挙し、それ以外の行為の場合は教育委員会と相談しなさいという書き方にすべきです。それをⅥ章で書くか、Ⅱ章に管理の項目に書くのかという検討となります。

委員：御城番のときには、実際住んでいらっしゃる方とのお約束みたいな感じで場所と行為をかなり区切って、それぞれ対応を書いたのを覚えています。

委員長：建造物と史跡名勝のトーンが違うので、史跡名勝をわかりやすい形にしていくということですね。

委員：はい。

委員：県のマニュアルみたいなのはないですか。

オブザーバー：ほかの庭園の管理計画では細かく特に日常の維持作業の内容ですとか、現状変更の届出のいない維持の措置の範囲を明確に書いてあるということをしていただいていますので、それをつけていただくというお願いはしています。

委員：それを提供してもらえませんか。

オブザーバー：そうですね。その上で先ほどの議論でもあったように、平成31年度でどういったことがあって、今後その建造物保存修理の中で、例えば木の伐採とか、その後の捕植といったこともできますので、そのあたりをきちんと分けて書いていくということが必要になってくるかなという風には思っております。

委員長：他にございませんでしょうか。それまでのⅠ章まで遡っていただいても結構でございます。

そうしますと、後半部分についてはかなりまだ検討すべきことがあると。ということで、逆にいうと前段については概ねこれで内容は確定できるという感じです。それで31年度を目標年次として、その時までにはやっていくべきことをはっきりさせる、そのための書き込みをしていく。ということで、この報告書は7月完成を目指しているということですので、ちょっと忙しいと思えますけれども。

オブザーバー：難しいと思います。31年度をターゲットにしてもう一回仕立て直すというのはかなりタイトな日程だと思います。

委員長：厳しいですか。そうすると、次いつくらいにできるか、いつくらいに集まれるかなんですけれども、事務局側での作業があるので、そうすぐということにならないでしょうけど、いかがですか。

事務局：やるべき作業をもう一度整理させていただいて、スケジュールを考えさせていただきます。

委員長：7月だと次回で確定しないとできないことになっちゃうね。

委員：なんかの縛りがあるんですか、7月という。

事務局：縛りというわけではないんですけど、それを目標に現在はしているということです。

委員長：委員会もう2回くらいは要りそうな感じがするね。かなりタイトということですよ。

が、できるところまでがんばりたいと思いますので、よろしく願いいたします。そうしますと協議事項についてはこれで尽きたと思いますが、

5. その他

委員長：その他事項事務局の方で何かございますか。

事務局：次回の委員会の調整をこの場でさせていただきたいと想っていたのですが、前回お示しましたスケジュール案では、7月という設定にさせていただいていたんですけども、もし少し事務局側で調整させていただきまして、そのうえでまた再度委員のみなさま方と調整させていただきたいと思いますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

委員長：わかりました。オブザーバーいかがですか。

オブザーバー：この計画の具体的なものを見たのが2、3日前で、いままでの経緯が把握できておりませんので、今日の午前中には何を目的に作ってるのか、から議論しました。それと、この計画は今後行政ベースの文章にする必要がありますので、それにどう仕立て直すか、というところを議論し出した状況ですので、申し訳ありませんが、今後文化庁と事務局との協議のなかで、次回には今日いただきました議論以外の部分についても変更したものが出てくる可能性があります、その点をご容赦いただきたいと思います。

オブザーバー：名勝の方は大幅に抜けているというか、整理できていない部分がありますので、その辺りはまた事務局と相談しながら詰めさせていただけるものと。

委員長：ありがとうございました。では他にはございませんでしょうか。では進行、事務局にお願いいたします。

6. 閉会

事務局：委員長ありがとうございました。また、本日は皆様もお忙しい中、ありがとうございました。これを持ちまして、平成28年度第4回長谷川家文化財専門委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。